みなし決議に関する理事会議事録

1.理事会の決議があったものと、みなされた事項の内容
公益社団法人日本ライフル射撃協会が、2023・2024年度　役員役職体制につき、次の改定を行うこと。

副会長　　横山幸子を代表理事とする。
専務理事　平眞を業務執行理事とする。

理由：
定款第27条3項において、「理事会は選任された会長、副会長全員を代表理事として決議により選任する。」とあり、横山幸子副会長を代表理事にする必要があるため。
定款第26条2項において、「理事のうち、3名以上4名以内を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち22名 以内を「一般社団･財団法人法」第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。」とあり、平眞を代表理事から業務執行理事へ変更する必要があるため。

2.1の事項を提案したもの
理事　平眞

3.理事による同意
1の事項について、理事27名全員からの同意が得られた。

4.理事会の議決があったものとみなされた日
２０２３年6月２６日

上記の通り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び当社定款第44条の定めに基づいて、理事会の決議があったものとみなされたので、これを称するため、この議事録を作成した。

２０２３年6月２６日

公益社団法人　日本ライフル射撃協会
議事録作成者　理事　松丸喜一郎